

(第一類 第一号)

第二十四回国会
衆議院

内閣委員会 議 録 第 十 八 号

(二七二)

昭和三十一年三月五日(月曜日)

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 受田 新吉君

北 吟吉君 椎名 隆君

薄田 美朝君 辻 政信君

林 唯義君 福井 順一君

宮澤 胤男君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 船田 中君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

三月三日

委員有田喜一君、田村元君、宮澤胤男君及び鈴木義男君辭任につき、その補欠として辻政信君、前田正男君、田中龍夫君及び下川儀太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員前田正男君、横井太郎君及び田中龍男君辭任につき、その補欠として田村元君、北吟吉君及び宮澤胤男君が議長の指名で委員に選任された。

三月二日

国防会議の構成等に関する法律案 (内閣提出第八七号)

同日

の審査を本委員会に付託された。

第一類第一号

内閣委員会議録第十八号

昭和三十一年三月五日

公務扶助料支給等に関する陳情書 (広島県豊田郡河内町十六番地 栗宮 教宗(第二二八号))

旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する陳情書 (西条市水見町愛媛 県在住旧海軍特務士官代表菅才二外 五名(第二四四号))

海上自衛隊の大村航空基地設置反対に関する陳情書 (大村市新城市大村 市漁業協同組合理事長藤平義士郎外 八百六十四名(第二六四号))

駐留軍の演習による漁業損失補償金増額に関する陳情書 (長崎県知事西 岡竹次郎(第二九〇号))

恩給法の一部改正に関する陳情書 (神戸市生田区相生町三丁目三番地 斎藤龍馬(第三〇八号))

接収ビルにおける借主の損失補償に関する陳情書 (東京都中野区前原町 三十八番地三番喜兵衛外四名(第三〇九号))

葬喪手当制度化に関する陳情書外二件 (長井市大字小出長井十日町郵便 局長横山八次外十五名(第三一〇号))

道路行政の機構改革に関する陳情書 (東京都千代田区丸ノ内一丁目一番 地日本自動車会連合所会長早川一(第三三三三号))

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

国防会議の構成等に関する法律案 (内閣提出第八七号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

国防会議の構成等に関する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。船田國務大臣。

国防会議の構成等に関する法律案 (題旨)

第一条 この法律は、防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第六十四号) 第四十三条の規定に基づき、国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 国防会議は、議長及び第四 条各号に掲げる議員で組織する。

(議長)

第三条 議長は、内閣総理大臣をも つて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

(議員)

第四条 議員は、次に掲げる者をも つて充てる。

一 内閣法 (昭和二十二年法律第五号) 第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣

二 外務大臣

三 大蔵大臣

四 防衛庁長官

五 経済企画庁長官

(服務)

第五条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関し知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。

(関係國務大臣等の出席)

第六条 議長は、必要があると認めるときは、関係の國務大臣、統合幕僚會議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第七条 国防会議の議事に關し必要な事項は、議長が會議の議を経て定める。

(国防會議の事務)

第八条 国防會議の事務は、總理府の国防會議事務局において処理する。

(主任の大臣)

第九条 国防會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣總理大臣とする。

(委任規定)

第十条 この法律に定めるもののほか、国防會議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 總理府設置法 (昭和二十四年法律第二百七号) の一部を次のように改正する。

第十條中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局」に改める。

国防會議事務局」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

(国防會議事務局)

第十三條之二 国防會議事務局は、国防會議に關する事務を行う機關とする。

2 国防會議事務局の内部組織は、總理府令で定める。

○船田國務大臣 今回提出いたしました国防會議の構成等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

御承知の通り、さきに第十九回国会において成立を見ました防衛庁設置法は、その第三章におきまして国防會議のことを規定いたしておるのであります。すなわち、内閣に国防會議を置くこととし、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等につきまして、内閣總理大臣は、国防會議に諮問すべきものとし、また、国防會議は、国防に關する重要事項について、必要に応じ、内閣總理大臣に対し意見を述べることができるといたしております。しかし、国防會議の構成その他必要な事項は、別に法律で定める旨を規定いたしておるのであります。

政府は、以上のような国防會議の任

務にかんがみ、これが構成等につきまして慎重に検討して参ったのでありますが、ここに成案を得ましたので、今回、本法律案を提出いたした次第であります。次に本法律案の主要なる点を申し上げます。国防會議は議長及び議員をもって組織するものとし、議長は、内閣総理大臣をもって充てることとし、議員は、内閣法第九条の規定により指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官及び經濟企劃庁長官をもって充てることとしております。なお、議長は、必要があると認めるときは、議員以外の關係国務大臣、統合幕僚會議議長その他の關係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができることとしてしております。

以上のほか、議長及び議員の職務上の秘密保持につきまして規定いたしました。

なお国防會議の事務につきましては、總理府に国防會議事務局を置き、これに処理させることとしてしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会